

議案序五六号

地方自治法第百二十五条第ニ項の規定による手数料及延滞金
條例の制定について

地方自治法第百二十五条第ニ項の規定による手数料及延滞金
條例を次のように定める

昭和二十八年十二月十八日提出

三朝町長 坂出 雅



昭和廿八年三月廿八日

議長 天野 廉



地方自治法第百二十五條第三項の規定による手数料及び延滞金條例

(目的)

第一條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号以下)法といふは第百二十五條第三項の規定による手数料以下「督促手数料」といふ)及び延滞金の徴收については法令の定めるところの外の條例の規定の定めるところによる。

(督促手数料及び延滞金)

第二條 分租金、使用料、手数料、過料その他の町の収入及び夫役、現品に代える金額(以下「税外収入」といふ)につき法第百二十五條第一項及第二項の規定による督促をしたときは、督促手数料及び延滞金を徴收する。但し督促手数料については督促前既に税外収入金が納付された場合、延滞金については次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- 一 納額告書又は賦課令書一通の金額が百円未満であるとき。
- 二 延滞金の額が十円未満であるとき。
- 三 滞納につき町長においてやむを得ない事由があると認められたとき。

第三條 督促手数料の額は十円とする。但し郵便によつて督促状を発送する場合はその実費を加算することができる。

又、延滞金の額は税外収入金の金額百円(百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる)につき一日四銭の割合をもつて納額告書又は賦課令書に指定した納付期日の翌日から税外収入金納付の日までの日数により算出して得た額(十円未満の端数があるときはこれを切り捨てる)とする。

第四条 督促手数料は延滞金に先だつて徴収する
る。延滞金は督促した税外収入金に先だつて徴収する

(施行規定)

第五条 この条例の施行については法令又はこの条例の定めるものの外必要な事
項は国税徴収法による

附 則

1. この条例は昭和二十九年一月一日から施行する
2. この条例施行の際既に納付期日の経過している税外収入金にかゝる延滞金の
計算については第三条の規定にかゝりず、この条例施行の日から施行する
のとす。